

ものづくりの自動化・省人化・デジタル化を応援！

令和8年度 米沢市製造事業者設備投資事業費補助金

生産性の向上を目的に設備投資を行う製造事業者を米沢市・米沢商工会議所が伴走支援します。

◆ 補助対象事業者(以下の条件をすべて満たす事業者)

- ・本市に事業所等を有する中小企業者及び小規模企業者
- ・米沢商工会議所による支援を受け、投資計画の策定と生産性の向上に取り組む者
- ・現に製造業を営む者であり、自社内に製造設備を有する事業者
- ・令和9年3月5日(金)までに事業を完了できる者

◆ 補助率 2分の1以内 ◆ 補助上限額 100万円

◆ 補助対象事業(A、Bのいずれかの事業を選択してください)

(A)ソフトウェア・情報システムの構築

対象経費 専用ソフトウェアや情報システムの構築に要する経費、システム分析経費、セキュリティ対策費用、導入ツール・サポート費用、保守点検費用 等

(B)機械装置等の購入

対象経費 機械装置購入費、技術導入費、運搬費、外注費 等

※A、Bいずれの場合も消費税は対象経費に含みません。

※専用ソフトウェアを搭載した機器の導入は、(B)機械装置等の購入の区分となります。

※対象経費について不明な点はお問い合わせください。

◆ 補助対象外となる事業(例)

- ・市内に本社がある企業が近隣市町村の工場で行う設備投資
- ・汎用性の高い情報機器(PC等)の導入
- ・中古の設備、機器の導入 ・リース契約による設備、機器の導入

◆ 申請期間 令和8年4月1日(水)～ 令和9年2月26日(金)

※受付は先着順とし、予算がなくなり次第申請を締め切ります。

◆ 事業完了 令和9年3月5日(金)までに事業を完了し、実績報告を提出してください。

◆ 申請書類 必ず米沢商工会議所に事前相談を申し込み、事業計画書を作成してください。

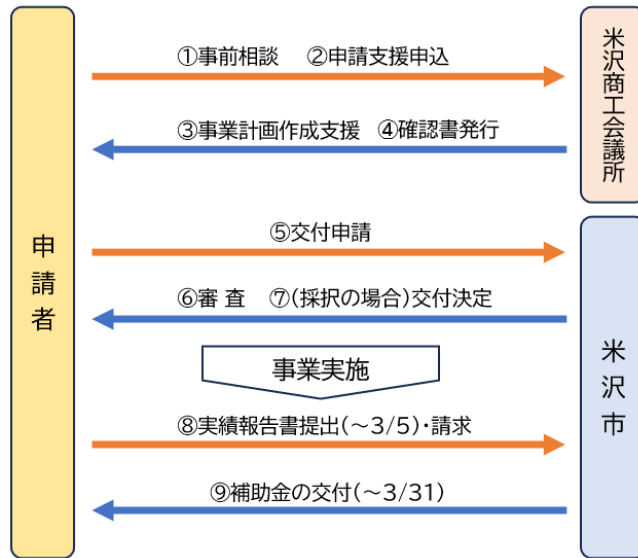
- a.交付申請書 b.事業計画書 c.米沢商工会議所が交付する確認書 d.収支予算書
- e.見積書等の写し f.暴力団排除に関する誓約書 g.振込口座情報が分かるもの(通帳の写し等)
- h.市税の納税証明書

◆ 申請時の注意点

- ・導入予定設備の発注等、事業の開始は必ず本補助金の交付決定後に行ってください。(交付決定前の着手により発生した費用は本補助金の対象外となります)
- ・交付決定後、事業内容に変更が生じる場合には所定の手続によりその承認を受ける必要があります。

(裏面もご確認ください)

◆ 申請フロー



◆ 各種様式等

米沢市ホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/soshiki/5/1019/2/10052.html>)

🔍 米沢市 設備投資



◆ お問い合わせ

米沢商工会議所 (☎0238-21-5111)

米沢市商工課工業労政担当 (☎0238-22-5111 内線4103・4104)

〒992-8501 米沢市金池5丁目2番25号